

前橋市介護保険法関係手数料条例新旧対照表

改正案		現行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
手数料を徴収する事務	金額 (1件につき)	手数料を徴収する事務	金額 (1件につき)
1 法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請又は法第115条の2第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の申請(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者によるものを除く。)に対する審査	2万円	1 法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	2万円
2~9 省略		2~9 省略	
備考		備考	
1 同一の事業所において居宅介護支援事業と介護予防支援事業との一体的な運営をするため、指定居宅介護支援事業者の指定及び指定介護予防支援事業者の指定の申請を同時に行う場合は、1件とする。			
2~6 省略		1~5 省略	